

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報²⁴」について

情報通信第103号の続報です。

厚生労働省より水際対策強化に係る新たな措置（31）が発表になりました。

○**ワクチン接種証明書**については厚生労働省HPを確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

○外国人技能実習機構HPの重要なお知らせ <https://www.otit.go.jp/>

2022.08.26「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う技能実習生の待機措置等について（周知）」をご覧ください。

水際対策強化に係る新たな措置（31）
（出国前検査陰性証明保持の見直し）

令和4年8月25日

1. 出国前検査証明提出の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置（9）」（令和3年3月5日）において、全ての入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出を求めることを、当分の間、継続するものとしている。このうち、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）（以下「措置（28）」という。）の1. で定める、オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）が支配的となっている国・地域（「水際対策強化に係る新たな措置（27）」（令和4年2月24日）における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者について、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認し、措置（28）の別添2で定められたワクチン3回目接種済みであることの証明書。以下、「ワクチン接種証明書」という。）を保持している場合は、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととする。

（注1）上記に基づく措置は、令和4年9月7日午前0時（日本時間）から行うものとする。

（以上）

搭乗する航空機の到着予定時刻が令和4年9月7日午前0時（日本時間）
以降の入国者が対象です。